

平成28年11月  
定例教育委員会会議

会 議 録

平成28年11月4日開催

# 会 議 録

開催日時	平成28年11月4日（金）	午後1時	開会
		午後3時	3分 閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	委 員	委員長 滝山 義之、 <small>委員長職務代理者</small> 杉山 信治、委 員 近藤 美保 委 員 本田 哲嗣、教育長 小池 語朗	
	事務局 説明員	学校教育部長 田澤 清一      社会教育部長 高橋 いづみ 学校教育部次長 大河原 祐子      社会教育部次長 大鷹 明 学校教育部次長 片岡 晃恵      文化振興課長 樽井 里美 学校教育部次長 山川 俊巳      文化ホール担当課長 石原 充浩 学校教育部次長 林上 敦裕      公民館事業課長 阿部 孝浩 適正配置担当課長 原 伸之 教育指導課主幹 菅藤 真由美 学務課課長補佐 水野 泰子 教育指導課主査 常盤 慎一 教育指導課主査 忠海 盛弘	
	事務局 事務職員	教育政策課課長補佐 佐々木 康成 教育政策課 鎌田 和宏 同 阿部 由里夏	
傍 聴 者	1人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会 議 次 第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について ・議案第2号 旭川市小、中学校通学区区域設定規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第3号 平成28年度全国学力・学習状況調査結果報告書について ・議案第4号 旭川市新庁舎建設基本計画（素案）に係る意見照会に対する回答について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 (1) 平成28年第3回定例市議会の報告について (2) 旧聖和小学校の跡利用について (3) 平成28年度第1回教育奨励賞の決定について (4) 「道徳の時間 指導資料」の作成について (5) 東旭川学校給食共同調理所設計及び厨房設備選定業務に係る市議会への報告について		

(6) 旭川市成人を祝うつどい開催に関するアンケート結果について

(7) 第1回井上靖記念文化賞の募集について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容		
発 言 者	発 言 要 旨	
委 員 長	<p>会議の開会前に委員の皆さんに確認させていただきます。本日、傍聴人から会議の様子を写真撮影したいとの申出がありました。旭川市教育委員会会議傍聴規則第4条第2項ただし書の規定により、会議開会前の様子に限り写真撮影することを許可したいと思いますが、いかがですか。</p>	
各 委 員 長	<p>異議ありません。  それでは、会議開会前に限り写真撮影することを許可します。</p>	
	<p>《 開 会 》</p>	
委 員 長	<p>ただいまから、平成28年11月定例教育委員会会議を開会いたします。</p>	
	<p>《会議録署名委員》</p>	
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、杉山委員、本田委員を指名します。</p>	
	<p>《 前 回 会 議 録 》</p>	
委 員 長	<p>会議録ですが、平成28年9月定例教育委員会会議（平成28年9月7日開催）、平成28年10月定例教育委員会会議（平成28年10月13日開催）及び平成28年10月第1回臨時教育委員会会議（平成28年10月14日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>	
各 委 員 長	<p>異議ありません。  「異議なし。」と認め、平成28年9月定例教育委員会会議、平成28年10月定例教育委員会会議及び平成28年10月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>	
	<p>《 審 議 事 項 》</p>	
委 員 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p>	
	<p>議案第1号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第4号「旭川市新庁舎建設基本計画（素案）に係る意見照会に対する回答について」及び報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>	
各 委 員 長	<p>異議ありません。  「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第4号「旭川市新庁舎建設基本計画（素案）に係る意見照会に対する回答について」及び報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>	
	<p>議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>	
適正配置担当課長	<p>議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則</p>	

の制定について」、説明します。

本件は、現在、東光小学校及び東明中学校の通学区域として設定している区域の一部について、千代田小学校及び東光中学校の通学区域へ変更しようとするものであります。

本年6月に東光南地区市民委員会から、小学校の通学区域の見直しに関わる要望書の提出を受け、検討を行ってきたところではありますが、その結果、大規模校である東光小学校の過密状況が若干緩和されること、見直し区域の大部分で通学距離の短縮が図られること、一部の町内会の区域割が通学区域の線引きにより分断されている状況が解消されることなどから、本件のおり通学区域を見直すことにより教育環境の改善が図られるものと考えているところでございます。

また、小学校と中学校の通学区域が不一致とならないよう、合わせて中学校の通学区域についても変更いたしますが、この点については要望者をはじめ、関係町内会の了承を得ているところでございます。

委員長

議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。

杉山委員

東光13条3丁目から東光16条3丁目の区域に住む児童は、千代田小学校から東光小学校の通学区域に変更となるのですか。

適正配置担当課長

東光小学校から千代田小学校の通学区域に変更となります。

杉山委員

今回は、事前に要望があったので通学区域を変更するというのですが、市民委員会などからの要望を受けてから検討するものなのか、それとも何かきまりなどがきちんとあって、それに基づき進めているのか、そこがよく分からないので教えてください。

適正配置担当課長

この区域は、千代田小学校が過密状態になったことから、東光小学校が新設され、それに伴い通学区域の線引きを決めた例になります。そのときの線引きが現在まで同じ形で引かれているということになります。今回のように市民委員会などから要望を受けた場合は、小学校・中学校の通学区域の線引きについて、教育委員会内で検討します。検討した結果、通学区域を変更しても問題はないという結果になりましたので、今回、当該規則の改正について提案させていただいております。

杉山委員

分かりました。

近藤委員

基本的なことだと思いますが、この規則は、施行後に入学するお子さんにだけ適用になるのですか。現在、この変更区域から、東光小学校に通っているお子さんの中で、兄弟で学校がばらばらになるということも考えられると思います。今は東光小学校に通っているのですが、卒業するまで通いたいという意見が通るのか、それとも、千代田小学校に転校するということになるのでしょうか。

適正配置担当課長

平成29年4月1日から通学区域を変更することになりますが、それ以前に東光小学校及び東明中学校に入学や転校をされたお子さんについては、従前どおり通学することができるように附則第2項に規定しております。例えば、施行日以降、上のお子さんが東光小学校や東明中学校に通っている場合、下のお子さんも同じ学校に通いたいという場合は、同じ学校に通うことができるような取扱いとしています。

近藤委員

分かりました。

教育長

この変更区域に住む児童生徒数は何人ぐらいいますか。

適正配置担当課長

今年度、当該変更区域に住み、東光小学校に通学されているお子さんは11名おります。千代田小学校に通学されているお子さんは10名です。実際は東光小学校を指定されるのですけれども、何らかの理由で指定変更し、千代田小学校に通っている子さんが10名います。

委員長

他に御意見、御質問等がありますか。

各委員

ありません。

委員長

それでは、議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改

各委員  
委員長

山川学校教育部長

正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第3号「平成28年度全国学力・学習状況調査結果報告書について」、説明願います。

議案第3号「平成28年度全国学力・学習状況調査結果報告書について」、説明します。

本件は、本年4月19日に実施しました本調査結果の概要及び指導の改善策について、別冊のとおりまとめましたので、所管する小・中学校と市民に公表しようとするものです。

実施主体である文部科学省が示す本調査実施要領の「調査結果の取扱い」では、「調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。」となっており、「調査結果の活用」では、「各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。」、また、「調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。」となっております。さらに、「調査結果の取扱いに関する配慮事項」では、「調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。」、また、「調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。」となっております。

本日、御協議いただく本報告書は、今申し上げた本調査実施要領に記載されている調査結果の取扱い・活用・配慮事項を踏まえ、全国学力・学習状況調査結果について、各教科の設問1問1問、質問紙の回答1つ1つについて、詳細な分析を行い、成果と課題を明らかにし、つまずきの原因、成果の要因、課題の状況や背景、経年比較からの傾向など、教員の指導のスキルアップや、学校の取組の充実に資する改善策について、授業の指導例や年間を通じた長期的な取組例などを具体的に示すことにより、本市の児童生徒一人一人の実態に即した学力向上が図られるよう、作成したものです。

このような考えのもと、本報告書は、各学校に指導している本市の重点的な学力向上策である、「授業改善」、「落ち着いた学習環境づくり」、「望ましい習慣づくり」との関連を図り整理するとともに、保護者や市民への説明責任を果たす視点から、分かりやすく端的に調査結果の概要を示した概要と、各学校に向けて、本調査の効果的な分析方法の提示や、本市児童生徒の結果や傾向の比較などから、自校児童生徒の分析に必要な資料の提供、調査から浮かび上がった課題に対する改善策の提示、本市の本調査10年間の分析による旭川版漢字練習問題や計算問題などを掲載した指導の改善策の2部で構成しています。

概要3ページ、4ページを御覧ください。小学校と中学校の教科に関する調査結果の概要です。上段は、北海道版結果報告書に掲載される予定の

レーダーチャートです。また、中段以降は、質問紙調査の教科に関する質問項目のうち、本市の児童生徒の特徴的な傾向を示した項目や、無解答率の状況を示しています。

5ページから12ページは、小学校・中学校ごとの各教科の結果概要です。

11ページを御覧ください。中学校数学Aの結果概要となっております。上段の相当数の生徒ができている設問は全36問中、9問あり、その設問番号と問題を記載しています。その下に、そのうちの1つを例として、問題と正答率を示しています。また、下段は、課題のある設問を示しています。課題のある設問は7問あり、そのうちの1つを例示し、多く見られた誤答例や無解答率、改善を図るための小中9年間の学習のつながりを記載しています。また、最下段の右側に示したように、指導の改善策にリンクしております。

指導の改善策68ページ、69ページを御覧ください。概要に示した課題のある問題例の具体的な改善策を示しております。68ページの上段に、「子どもたちは、ここでつまづいた!」という欄を設け、ポイントや問題を解くために不足していた力を掲載しております。また、68ページの中段から69ページの最後までは、改善を図るための授業展開例です。特に、指導歴の浅い若年層教員にも活用できるよう板書例を掲載し、アクティブ・ラーニングの視点や、実際の指導のポイント、小中9年間の系統などを授業展開例として示し、児童生徒一人一人に応じた指導の充実を図るための授業の改善策として掲載しております。

概要13ページを御覧ください。児童生徒質問紙調査から浮かび上がった本市の児童生徒の学習習慣・生活習慣に関わる調査結果です。質問紙の分析については、昨年度までと同様に、国立教育政策研究所の分析分類と、本市の重点的な学力向上策の3つのカテゴリーにより整理しております。質問項目に対し、「している」、「どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合が8割以上である場合は、肯定的な回答として処理しております。また、教科の結果と関連させたクロス集計については、正答数が多い層をU層、それ以外をE層と区分し、正答数と学習習慣や生活習慣の関連を分析しています。

14ページは、今年度の調査結果から浮かび上がった本市の児童生徒の概況をポンチ絵で示しました。

15ページ以降は、3つの重点的な学力向上策のカテゴリーとメディア接触時間に関し、特徴的な質問項目について、分析結果と3年間の経年比較、クロス集計を掲載しました。掲載されていない多くの項目についても、経年比較で見ると全体的に改善傾向にあり、各学校や各家庭の指導の充実が伺えます。

20ページを御覧ください。本市の課題であるメディアとの接触時間について、経年比較をすると、メディアとの接触時間が2時間以内の生徒は増加しており、このことについては、改善されていると考えていいと思います。また、クロス集計では、正答数が多いU層の生徒は、メディアとの接触時間が2時間以内と回答した生徒が多いことが明らかになりました。

質問紙調査は、小・中学校とも全部で85問ありますが、それらについても詳細に分析し、指導の改善策99ページから170ページに、分析結果と改善策、各質問項目の経年比較、クロス集計といった3つのカテゴリーに分け示しています。

本報告書は、教育指導課と国語、算数・数学教育に長年携わり、旭川市教育研究会や全国・全道で活躍されている教員、各校で学力向上を担当している教員とで構成した旭川市授業力向上プロジェクトの国語、算数・数学、学習習慣・生活習慣改善の3チームで2か月弱にわたって、何度も検討会議や作業を行いながら作成いたしました。その賜物として、より本市

の児童生徒の実態を踏まえた、また、求められているアクティブ・ラーニングの視点や、小中連携一貫の考えに関わる9年間の系統性を踏まえ、ベテラン教員から若手教員の指導書となる報告書になったものと考えております。

学力向上に向けては、各学校が児童生徒一人一人の実態をしっかりと把握し、総体的な数値に振り回されることなく、設問1問1問、回答1つ1つについて、詳細に分析した上で改善策を明らかにし、組織的・計画的に指導を行い、児童生徒一人一人が必要としている学力を身に付けさせることが重要と考えております。本報告書は、本調査に該当した児童生徒の市内全体の傾向をまとめたものであり、あくまでも、国語、算数・数学、質問紙の調査であることから、本市の全ての児童生徒や学校の学力の状況として、当てはまるものとは限りませんが、各学校や各家庭での学習や生活改善のために、御活用いただきたいと考えております。

本日の御審議と御意見等を踏まえ、本報告書を各学校にデータで配付し、有効に活用していただくよう、校長会や教頭会、各種研修会等を通じ、学校に指導するとともに、ホームページに掲載し、保護者や市民にも御理解と御協力をいただきながら、本市の児童生徒一人一人の学力向上を図ってまいります。

委員 長  
本 田 委 員

議案第3号「平成28年度全国学力・学習状況調査結果報告書について」、御意見、御質問等がありますか。

この報告書は、詳細な分析と個々の改善策について触れられており、資料としてはとても価値のあるものと思いますが、これだけ資料に厚みがあると、学校現場で速やかに生かされるのかということでは、難しい面があると思います。各学校においては、校長のリーダーシップの下で、各先生方にこの報告書が渡ります。授業改善に反映されることを強く望むものでありますので、指導主事の皆さんには、これをただ配付するだけに止まらず、この内容について、各学校で指導を行っていただけるとありがたいです。それは、校内研修や公開研究会での助言、あるいは、指導の場で活用できるものと思いますので、是非、これが資料として積まれることがないよう、実行性のあるものに変えていただきたいと思います。

今、各学校では、校長の強いリーダーシップが求められています。子ども一人一人の実態の把握、加えて、先生方の授業改善に対するベクトルというのでしょうか、方針を校長が述べるとともに、その成果や取組の概要について、保護者に間違いなく伝えていくことが、学校の説明責任だと思いますので、それについての助言・支援・指導を校長会や公開研究会の機会に伝えていただきたいです。子どもたち一人一人の力を伸ばすことは、どの学校の先生も望んでいることと思います。国語と算数・数学という限られた教科のみではありますが、旭川市の子どもたちの成績を伸ばすことは私たちの使命の一つだと思いますので、是非、全力で取り組んでいただければありがたいと思います。

教 育 長

概要3ページ、4ページに掲載されているレーダーチャートは、基本的には旭川市の平均正答率を元に作られているということですが、当然、児童生徒は自らの正答率というのは保護者も含めて承知しています。旭川市の平均正答率に対して、自分はどの位置にいるのかということは、割り返せば必ず分かり、レーダーチャートの中にいるのか外にいるのかで自らの立ち位置が分かると思います。そういった意味では、それぞれの項目を見て、自分の成果や課題はどこにあるのかといったことを個人がしっかりと見極めながら、自らの学習において、力点を置くべきところなどを把握できるように、学校側の指導が必要だと思いますので、そういった点についても、是非、配慮していきたいと思います。

また、小学校は全てにおいて、全道平均をやや超えており、全国平均と似たような形ですが、中学校は相当いびつな形になっている気がします。

	これは、指導力の問題が反映されているのかもしれないと思いました。ただ、全道平均も似たような傾向だとすれば、それは必ずしも旭川市だけの特徴的な課題だということにはならないかもしれませんが、指導する上で、どこに課題があるのかということについては、やはり見て取ることができるだろうと思います。そういったことについては、指導の改善策に板書の書き方や授業の進め方などが相当きめ細かく載っていますので、是非、各学校の教員が参考にしてもらい、そういうことが現実問題としてあるということをしっかり踏まえ、校長がリーダーシップを発揮する、あるいは教務担当などを含めて、学校内でも問題意識を共通化することに努めてもらいたいと思います。
委員長 山川学校教育部次長	重要などころのみを抜粋した資料などはホームページに載せますか。これだけ分厚い資料を見るのは大変だと思います。 概要については、データ量がそれ程大きくないということが分かりましたので、このままの形ですが、指導の改善策については、小分けして載せたいと考えており、場面に応じて使っていただくようなことを案内したいと思います。
委員長 山川学校教育部次長	指導の改善策は、先生方に対する資料ということですか。
委員長 山川学校教育部次長	主に先生方に使っていただく資料になります。
本 田 委 員	概要と指導の改善策は、誰でも見ることができるのですか。 はい。 指導の改善策に、「小学校・中学校学習指導要領国語目標及び指導事項一覧表」があり、とても見やすいです。小中連携・一貫教育を進めている中で、大切な内容だと思います。数学にはないのでしょうか。数学は見づらくなるので作っていないのか、それとも必要がないので載せていないのかはよく分かりませんが、できることなら、どの教科にあっても、義務教育9年間の目標と内容については、小・中学校の先生方は捉えていく必要があるのではないかと思います。もし、そういった資料が提供できるのであれば、校内研修の場などで資料として提供していただけるとありがたいと思いますし、希望であります。
常盤教育指導課主査	指導の改善策の中で、小中連携の視点を入れております。例えば、中学校については、指導の改善策72ページの中で「小中の系統から」という欄を設けています。小学校では、各種系統性が強いことから、中学校というよりは小学校の中での系統性を示しております。
山川学校教育部次長	一覧表のような形ということですので、今回、間に合うか難しいところですが、御指摘いただいたことを参考に充実させていきたいと思います。
杉 山 委 員	大変な力作だと思います。これは旭川市授業力向上プロジェクトの努力の賜物ですし、本田委員からも先ほどお話しがりましたが、せっかく作ったものを、あとはいかにして活用していくのかということが大事だと思います。とても素晴らしいと思います。
委員長	他に御意見、御質問等がありますか。
各委員	ありません。
委員長	それでは、議案第3号「平成28年度全国学力・学習状況調査結果報告書について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各委員	異議ありません。
委員長	「異議なし。」と認め、議案第3号「平成28年度全国学力・学習状況調査結果報告書について」は、原案どおり決定します。
片岡学校教育部次長	次に、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。 報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。 平成28年10月1日付けから平成28年10月17日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要

委員 各委員 各委員	委員 委員 委員	<p>がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第1号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>内容といたしましては、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員の任用によるものでございます。内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が24名、非常勤嘱託職員が2名となっております。</p> <p>報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
委員 学校教育部長	委員 委員	<p>《 報告事項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「平成28年第3回定例市議会の報告について」、報告願います。</p> <p>報告事項（1）「平成28年第3回定例市議会の報告について」、報告します。</p> <p>平成28年第3回定例市議会の会期は、平成28年9月12日から10月11日までの通算30日間で行われました。</p> <p>一般質問が平成28年9月20日から9月23日までの3日間開催され、質問者16人中、学校教育部に対して3人から質問がございました。</p> <p>1人目、自民党・市民会議の林議員から、学力向上の取組、昨年、私が答弁した内容と雑誌記事との関係、平成26年度から平成27年度にかけての本市の児童生徒の学力、道教委が作成する北海道版結果報告書への掲載等について質問がございました。教育長から、本年度においては、北海道版結果報告書における市町村別結果の掲載が3年目となること、掲載による序列化や過度な競争につながることへの懸念が払拭されるかなどにつきまして、この後の教育委員会会議において協議し、同意の可否を決定してまいりたい旨の答弁をいたしております。</p> <p>また、特別支援教育について、特別支援道立高等学校適正配置計画に関わり、旭川市での1間口増設、来年6月に具体案が示されるまでの組立方についての見解といった内容の質問がございました。道教委に対して、入学定員枠の拡大について要望を行っていること、各関係機関と連携しながら入学者定員枠の拡大に向けた取組の強化を図ってまいりたい旨の答弁をいたしております。</p> <p>2人目、無所属の金谷議員から、学校教育について、学校生活における児童への暴力という観点から、相談があった場合、どのように対応しているのかといった内容の質問がございました。相談があった内容の事実確認、校長や教職員に対する指導、道教委への報告、関係機関との連携等について答弁をいたしております。また、札幌市の例を見ながら、被害者を守ることに對しての市教委の見解について質問がございました。子ども総合相談センター等を通じて助言や指導を行っている旨の答弁をいたしております。さらに、札幌市の例のような体制を旭川市にも作る必要があるのではないかとといった内容の質問がございました。教育長から、研修内容の充実、教育公務員としての自覚や一人一人の服務規律の保持徹底、札幌市の事例については、今後、調査研究してまいりたい旨の答弁をいたしております。</p> <p>3人目、無所属の山城議員から、災害に強いまちづくりについて、教育</p>

現場での防災教育に関する質問がございました。児童生徒一人一人が、災害に適切に対応する能力を身に付けることができるよう、防災教育の一層の充実に努めてまいりたい旨の答弁をいたしております。

次に、大綱質疑が平成28年9月26日の1日間開催され、質疑者4人中、学校教育部に対して1人から質疑がございました。

1人目、日本共産党ののたや議員から、1回目、2015年度事務執行と成果について、子どもの貧困に対する認識、それに対する具体的な取組、就学援助制度の認定率を示せといった内容の質疑がございました。子どもの貧困は、社会問題であるとともに教育問題でもあるとの認識を示した後、就学助成制度の見直しや就学助成制度における認定状況について答弁をいたしております。また、教育委員会会議では、子どもの貧困について議論がされているのかといった内容の質疑がございました。教育委員会においては、教育委員会会議での様々な審議・協議を通じて各年度の取組を進めている旨の答弁をいたしております。

2回目、子どもの貧困に対する認識や取組について、教育委員会会議の役割、あり方を示せといった内容の質疑がございました。平成27年度の教育委員会会議においては、直接的に子どもの貧困を具体的に取り上げることはありませんでしたが、就学助成制度の見直し、あるいは認定要件、助成内容等について議論し、教育機会の均等を確保するための各種施策等について議論している旨の答弁をいたしております。

3回目、教育長と市長に対して、教育長の見解と市長の見解を伺うといった内容の質疑がございました。教育長から、生まれ育った環境に左右されることなく、学ぶ環境を整備し、教育を受ける機会の均等を図り、貧困が世代を超えて連鎖することにより将来が閉ざされることがあってはならない旨の認識を示し、教育分野だけではなく、福祉分野等と連携、協力し、本市の実情に合った施策に取り組むことが重要であり、今後も市長部局と連携を密にし、教育委員会の役割を果たしてまいりたい旨の答弁をいたしております。また、市長から、子どもの貧困対策を更に推進するため、各部局の取組の連携を図り、より効果的に対策を進めることが重要と考えている旨の認識を示した後、必要に応じ、総合教育会議の場などで今後の取組について検討してまいりたい旨の答弁をいたしております。

次に、決算審査特別委員会総務経済文教分科会が平成28年9月28日から10月4日までの5日間開催され、質問者14人中、学校教育部に対して7人から質問がございました。

1人目、自民党・市民会議の木下委員から、外国人英語指導助手について質問がございました。

2人目、民主・市民連合の高木委員から、小学校の社会見学施設訪問について質問がございました。

3人目、無所属の藤澤委員から、小中連携・一貫教育推進費、特別支援教育推進費、35人学級編制費、学校施設大規模改造費、学校図書館活性化推進費、教職員健康増進費、教職員健康管理医事業費、スクールカウンセラー等活用推進費について質問がございました。

4人目、自民党・市民会議の林委員から、小中連携・一貫教育について質問がございました。

5人目、民主・市民連合の松家委員から、情報教育設備整備費について質問がございました。

6人目、自民党・市民会議のえびな委員から、教育委員会の事務に関する点検・評価について質問がございました。

7人目、日本共産党の石川委員から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、旭川市教育大綱について質問がございました。

以上が第3回定例市議会における学校教育部関連の質問、答弁内容となっております。

社会教育部長

引き続き、社会教育部関連を御報告いたします。

一般質問において、6人から質問がございました。

自民党・市民会議の安田議員から、市民文化会館の整備について、今後必要となる修繕、報道にあった改築方法と比較しての費用の節減効果、将来に向けての見解などの質問がございました。

自民党・市民会議の林議員から、夜間中学について、本市の未就学者の状況及び学べる場所、道内他市の状況、本市の支援の状況などの質問がございました。

無所属の金谷議員から、社会教育施設について、市民文化会館の大規模改修、大規模改修を決定した際の議論の経過、大規模改修の基本設計等に要した費用及び実施設計がされなかった理由、大規模改修後の施設の利用期間、費用対効果の再検証及び市民意見の反映などの質問がございました。

無所属の山城議員から、アイヌ文化振興施策について、アイヌ文化振興基本計画に基づくまちづくりの考え方、アイヌ文化振興担当課及び旭川市の施策の方向性、アイヌ文化振興担当課の再検討、アイヌ語地名表示板の今後の方向性、学校教育におけるアイヌ文化の振興などの質問がございました。

日本共産党のまじま議員から、アルコールによる健康被害について、公民館における断酒会の活動に対する支援の質問がございました。

民主・市民連合の笠木議員から、旭川ゆかりの文学館の運営と三浦綾子「文学の道」構想について、井上靖記念館前の整備計画、三浦綾子氏自宅の活用などの質問がございました。

次に、大綱質疑において、1人から質疑がございました。

無所属の金谷議員から、認定第1号平成27年度旭川市一般会計決算の認定について、市民文化会館貸家料の質疑がございました。内容といたしましては、軽食喫茶等営業場所の一時貸付に係る公募型プロポーザルについて、参加する上での注意事項、家具・什器・備品類、貸付期間及びプロポーザルの評価基準、契約日、レストランの継続的な営業などの質疑がございました。

次に、決算審査特別委員会総務経済文教分科会において、7人から質問がございました。

自民党・市民会議の木下委員から、ステーションギャラリー及びアイヌ文化情報コーナーの現状について質問がございました。

公明党の中村委員から、文化芸術振興基金について質問がございました。

日本共産党ののたとや委員から、市民文化会館について質問がございましたが、こちらについては、決算審査特別委員会総括質疑で取り上げられることになりました。

無所属の藤澤委員から、市民ギャラリーについて質問がございました。

自民党・市民会議の林委員から、シニア大学について質問がございました。

自民党・市民会議の上村委員から、図書館の休日開館、文化芸術事業補助金について質問がございました。

自民党・市民会議の福居委員から、サケの生態学習事業について質問がございました。

次に、10月6日に開催された決算審査特別委員会総括質疑において、1人から質疑があり、日本共産党ののたとや委員から、市民文化会館の大規模改修から建替えへの方向転換について、方向転換の意思形成、財政的な裏付け、今後の方向性などの質疑がございました。

以上、社会教育部関連について御報告申し上げます。

委員 長  
教 育 長

報告事項(1)「平成28年第3回定例市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。

市民文化会館の取扱いについて、第3回定例市議会の分科会でも質疑が

委員	長	<p>ありましたし、その後にかかれた市庁舎整備調査特別委員会の中でも質疑がありました。私からは、教育委員会会議にその都度の状況報告、変化があるなしも含めて、そういったことについては、やはり不十分な点があったという意味で反省の弁を述べさせていただいております。市長部局と教育委員会が十分に意思疎通を図りながら、その手続関係も含めてしっかりと進めていこうという問題意識は、市長部局、教育委員会も含めて共通認識に立って論議されてきていますので、そういった反省も含めて、今後、しっかりと市民文化会館についての論議をこの場で進めさせていただければと考えております。</p>
杉山	委員	<p>市民文化会館については、建ってから年数が経っているので、何度も補修をしています。時代が変わって、バリアフリーなどについても、市民から要求されてきているのだと思います。建て替えるのか、改修するののかということは、難しい問題ですが、教育委員会としては、市民から要求されるものを生かしつつ、それを実現できるように取り組むべきだと思います。</p> <p>本庁舎の建替えに関する計画は、いろいろな議論を進める中で、市民文化会館については大規模改修の方向だったのが、いつの間にか建替えという方向になってしまい、教育委員会に対して、きちんと機関決議を受けているのかという指摘がありました。確かに報告はあったけれども、機関決議はきちんとしていなかったし、市長部局の方が少し優先されて、教育委員会の方が後手に回ってしまったというのは、各市議が指摘されているとおりだと思います。市民文化会館に関しては、当然、教育委員会が中心になって、考えていかななくてはならないことですから、じっくりと検討する必要があると思います。</p>
教育	長	<p>意思形成過程と意思決定をどのように進めていくのかということは、やや難しい要素があります。一方で市長部局と教育委員会の中でどのように共通認識に立つのか。また、時系列的な整理という問題もあると思います。そういった意味では、杉山委員がおっしゃるように、教育委員会としては、建替えではなく改修ということですと進んできているわけですから、それが変化したということであれば、それについての論議、我々や事務局の対応も含めて、不十分さが残ったなどと反省しています。</p>
委員	長	<p>市庁舎の決定を受けてまた変わってくるのかもしれませんが、教育委員会としては、こういうことを要求していきたいというのは、はっきりさせた方がいいと思います。バリアフリーもそうですし、市民の皆さんが使いやすい市民文化会館を作っていくぞという気持ちで進めたいと思います。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各委	員	<p>ありません。</p>
委員	長	<p>それでは、報告事項（１）「平成２８年第３回定例市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p>
適正配置担当課長		<p>次に、報告事項（２）「旧聖和小学校の跡利用について」、報告願います。</p> <p>報告事項（２）「旧聖和小学校の跡利用について」、報告します。</p> <p>本件につきましては、平成２７年度末で閉校となった旧聖和小学校の校舎及び敷地の一部について、旭川土地改良区より跡利用を希望する旨の要望書が提出され、その内容について検討した結果、適切であると判断し跡利用者として選定したものでございます。</p> <p>概要を御説明いたしますと、旭川土地改良区の事務所として旧聖和小学校の校舎及び敷地の一部を利用し、地域の土地改良事業の推進並びに農業振興を行うものであります。また、旭川地区国営緊急農地再編整備事業の活動拠点としても利用する予定と伺っております。</p> <p>跡利用者の選定に当たりましては、従来、学校施設が長年に渡り地域の教育・文化・生活の中核としての役割を担った公共施設であったことを踏まえ、公募を行った上で関係部長と地域住民代表により構成する跡利用候補者選定委員会を設置し応募者の審査を行ってきたところでありますが、</p>

	<p>今回につきましては、要望者の旭川土地改良区は、土地改良法に基づき土地改良事業を行うことを目的に北海道の認可を受けて設立された公共団体であること、施設の利用目的が、現在、同法人が所有する事務所の老朽化及び狭あい化に伴う移転であり、事業の継続性について明らかであること、地域住民組織である西神楽地区聖和市民委員会に対し、地域としての意見を照会したところ、旭川土地改良区を跡利用者とすることを希望する旨の回答を得たことなどにより、公募は行わずに要望者を跡利用者として選定することといたしました。</p> <p>契約につきましては、同法人の性格や事業の公益性を勘案し、無償貸借契約を予定しております。また、事務所に転用するに当たって必要な改修につきましては、事業者が行うこととしております。</p> <p>今後のスケジュールとしましては、事業者が開発審査会で用途変更の許可を受けることなど、事業実施に必要な手続を完了した後、本市と貸付契約を締結することとなっており、平成29年1月から事業者による改修工事が開始され、利用開始は平成29年4月の予定となっております。</p>
委員長	報告事項(2)「旧聖和小学校の跡利用について」、御意見、御質問等はありませんか。
杉山委員	道内では過去10年間で、小・中学校450校が廃校になり、その跡地利用ということが大きな問題になっているようです。そういった中で、跡地利用を同じ公共団体である旭川土地改良区に決めたということですが、旭川土地改良区の事務職員は何人いらっしゃるのですか。
適正配置担当課長	現在は、10人ぐらいいると聞いていますけれども、旭川地区国営緊急農地再編整備事業に使用するとなると、よりニーズが増えるということで、校舎のほとんどを使用するようです。体育館については、地域で使いたいということで、体育館を除く校舎全てを使うこととなります。
杉山委員	小学校の跡地ですから、公共的な意味合いで使ってもらうのが一番いいと思いますし、ましてや無償貸与ですから、公共的な目的で使われないとまずいだろうなと思います。
教育長	民宿などに使用されているところも結構あります。ところが、すぐやめてしまうところも多いようですから、事業の継続性なども考える必要がありますが、こういった公共団体の場合はそういった心配がないと思います。使い方としては、少しもったいないなという感じもします。
	旧旭川第1中学校、旧雨紛中学校、旧神居古潭小中学校なども跡利用が決まっていません。基本的には、公共団体や社会福祉法人等が活用する場合は無償貸与が可能になるのですが、いわゆる一般企業が活用することになると有償貸与ということになります。これが意外と大きなお金になります。有償貸与を受けても、事業展開が可能かどうかということになると、廃校校舎の配置状況にもよりますが、なかなか難しい要素があります。そういう意味では、必然的に公共あるいは準公共的な施設として、貸せるものはいいということになりますが、できれば、1日も早く有効活用を図ってもらいたいという立場で、場合によっては売却といったことも視野に入れて、今後、対応していかなければならないと思います。
委員長	他に御意見、御質問等はありませんか。
各委員	ありません。
委員長	それでは、報告事項(2)「旧聖和小学校の跡利用について」は、報告を受けたこととします。
	次に、報告事項(3)「平成28年度第1回教育奨励賞の決定について」、報告願います。
学校教育部長	報告事項(3)「平成28年度第1回教育奨励賞の決定について」、報告します。
	旭川市教育奨励賞は、文化、スポーツの分野においてすぐれた実績を挙げた小学校、中学校、高等学校の児童生徒又はその団体を、学校長の推薦

委員 長  
各委員 員

山川学校教育部次長

に基づいて表彰しているものです。

議案書 16 ページの表彰者名簿のとおり、今回は 2 団体、1 個人を決定しております。

贈呈式につきましては、表彰楯の製作に 1 月以上かかることから、本年 12 月の第 4 回定例市議会終了後、教育委員会において表彰状及び記念品を授与する予定になっております。また、第 2 回目につきましては、冬季の体育大会等もありますことから、来年の 3 月下旬に表彰する予定です。

報告事項（3）「平成 28 年度第 1 回教育奨励賞の決定について」、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項（3）「平成 28 年度第 1 回教育奨励賞の決定について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項（4）「「道徳の時間 指導資料」の作成について」、報告願います。

報告事項（4）「「道徳の時間 指導資料」の作成について」、報告します。

小・中学校の道徳につきましては、これまでは、各学年週 1 時間の道徳の時間を要として、学校教育全体を通じて行うこととなっておりましたが、平成 27 年 3 月に学校教育法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、学校教育全体を通じて行うことに変更はないものの、小学校では平成 30 年度、中学校では平成 31 年度から「特別の教科 道徳」として、教科化されることとなっています。

全面実施に向けましては、既に平成 27 年度から移行措置期間として、その一部又は全部を実施することが可能となっており、各学校においては、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を、一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図る「特別な教科 道徳」への円滑な移行が求められています。

本指導資料は、「特別な教科 道徳」の全面実施までの移行措置期間において、「考え、議論する道徳」へと転換を図る授業改善に資することはもとより、各学校においては、自校の児童生徒の道徳性に関わる実態把握の方法や、重点的に指導する内容項目を明確にした上で道徳の実践力を高め、道徳性を養う指導方法の工夫について示すなど、本市の児童生徒の実態を踏まえた指導資料といたしました。

本指導資料 2 ページ、3 ページを御覧ください。本市の児童生徒の道徳性に関わる傾向分析です。全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の調査結果を活用し、児童生徒の道徳性の傾向分析方法を提示し、どの学校でも自校の児童生徒の実態把握ができるように示しました。色付き部分が、本市全体の児童生徒の道徳性に関わるウィークポイントです。これらは本市において重点的に指導することが必要な内容項目であり、各学校には指導の工夫が求められます。そのため、本指導資料では、このような本市の児童生徒の実態を踏まえて、各学校で重点的に指導すべき内容項目を指導例として示しています。例えば、郷土愛に関連する項目として、中学校生徒質問紙の「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問項目では、本市の生徒は肯定的な回答が少ない傾向が見られます。このような生徒の実態を踏まえ、必要な道徳性を養うための内容項目に関し、8 ページに指導例を示しております。これは、郷土愛に関わる内容項目に関する指導例となっています。例えば、9 月に総合的な学習の時間や国語の時間で学習を行い、10 月の道徳の時間で具体的にこのような指導を行います。9 ページの下段にありますように、12 月の外国語や 1 月の家庭分野の学習と関連させ、教育活動全体で郷土愛を養うよう、本指導資料に指導例として示しております。加えて、指導例には、「考え、議論する道徳」への転換を図るための視点や、アクティブ・ラー

ニングの視点，ICTの活用など，今後，求められる指導に関わるポイントについて，各ページに示しております。

このような形で6ページから21ページには，小学校・中学校それぞれ，いわゆる従来型の読み物教材中心の学習，教科化で求められている「問題解決的な学習」や「体験的な学習」による授業展開，新たに加えられた「いじめの問題への対応」についても，本市で実施している「いじめ・非行防止強調月間」の取組と関連させるなどして，本市の児童生徒の実態を踏まえつつ，教科化で求められている視点を盛り込み，指導例として示しております。

本指導資料については，26ページにありますように，教育指導課の担当者のほか，道徳教育に造詣の深い先生方と構成しました旭川市授業力向上プロジェクト道徳チームにより作成いたしました。これにより，一層，本市の児童生徒の実態を踏まえた，また，どの教員も使いやすい指導の手引きとなる指導資料となったものと考えております。「特別な教科 道徳」の実施に向けては，各学校が，児童生徒の実態をしっかりと把握し，重点的に取り扱う内容項目を明確にした上で授業を行い，児童生徒の道徳的な実践力を高め，道徳性を養うなど，道徳の充実を図ることが大切だと考えておりますことから，今後，本指導資料を各学校にデータで配布し，有効に活用していただくよう，校長会や教頭会，各種研修会などを通じ，指導するとともに，ホームページに掲載し，保護者や市民にも広く御覧いただき，御理解と御協力をいただきながら，本市の道徳教育の充実に努めてまいります。

委員長 報告事項(4)「道徳の時間 指導資料」の作成について，御意見，御質問等がありますか。

本田委員長 全国学力・学力学習状況調査結果報告書と同様に，道徳の指導資料についても，具体的でかつ理解のしやすいまとめ方をいただいていると思います。道徳に関しては，推進教諭というのが各学校にいますので，そういった方に対する研修は旭川市としても当然行っているものと思います。そのような機会も活用していただき，この資料が使える資料として機能することを心から願います。また，各授業に反映されることで，子どもの道徳性，あるいは子どもの道徳的実践力が向上することも願うところです。道徳の資料で，ここまで詳しいものはなかったように思います。子どもの学習過程，そして裏返せば，教師の指導過程というのが，ある程度，目処が付いたわけですから，この資料に沿って各学校が先行道徳というのでしょうか，全ての学級で道徳の授業が公開されるような取組などが進められるのかなと思いました。

委員長 長 この指導資料は一般的には先生向けの資料ですか。

山川学校教育部次長 そうです。先生向けの資料ですが，学校の授業だけではなかなか充実したものにはならないと考えておりますので，本市の児童生徒の実態等を保護者の方にも是非，御覧いただき，家庭でも活かしていただきたいと考えております。

委員長 長 概要版などを作成する予定はありますか。

山川学校教育部次長 今のところ作成する予定はありません。

教育長 各ページの上段に「取り上げた内容項目」というのがあります。これは，文部科学省から，「特別な教科 道徳」においては，こういった内容に取り組みなさいと示されている全てを網羅していますか。

山川学校教育部次長 網羅はされていません。

教育長 旭川市の子どもたちに対して行った調査の中で，不十分であり，課題があると考えられる部分についてのみを抜粋しているのですか。

山川学校教育部次長 指導例ということで，あえて実態から浮かび上がったもの抜粋しています。

教育長 公共性や社会批判については，ほとんど触れていないと思います。そう

山川学校教育部次長	<p>いうものについては、今の子どもたちはきちんと身に付いているという前提で、この中には入っていないということですか。</p>
教 育 長	<p>各学校は、全ての内容項目について取り扱うことになっていきますので、それぞれの児童生徒の実態に合わせて指導しています。</p>
本 田 委 員	<p>そういう意味では、ほかの項目についても記載した資料を整理しておく必要があるのではないかと思いますので、平成30年度以降を視野に入れて、そのようなことも少し考えるといいかもしれません。</p>
山川学校教育部次長	<p>年間指導計画及び指導内容の重点などについては、各学校で当然作られています。児童生徒の実態に応じた道徳性というものを向上させなくてはなりませんので、一律にこれを取り組みなさいというものではありませんが、おおよその指導項目が網羅された形での要点というか、指導の重点であるとか、そういった類いの資料を事務局で提示していただければ、学校は更に助かると思います。</p>
委 員 長 各 委 員 長	<p>全ての内容項目には当てはまりませんが、4ページと5ページにお示ししている指導方法で進めてもらうことを、先生方に指導していきたいと考えております。特に内容項目の実態に関わっては、大切なことだと考えておりますので、更に調査研究してまいりたいと思います。</p>
大河原学校教育部次長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項(4)「道徳の時間 指導資料」の作成については、報告を受けたこととします。 次に、報告事項(5)「東旭川学校給食共同調理所設計及び厨房設備選定業務に係る市議会への報告について」、報告願います。</p>
委 員 長 各 委 員 長	<p>報告事項(5)「東旭川学校給食共同調理所設計及び厨房設備選定業務に係る市議会への報告について」、報告します。 10月21日に開催されました経済文教常任委員会において、東旭川学校給食共同調理所改築事業に関し、9月29日に同調理所設計及び厨房設備選定業務の契約を締結したことを報告いたしました。 報告内容といたしましては、まず、9月5日に開催した業者選定のためのプロポーザル審査会の審査を経て、受託候補者を市内の設計企業である株式会社アイエイ研究所、株式会社アーキファイズ及び厨房設備企業であるタニコー株式会社旭川営業所の3者で構成されるアイエイ・アーキ・タニコー共同企業体に特定し、その後、この受託候補者と契約内容の協議を行い、協議が整った後、9月28日に税込み契約金額30,780,000円、履行期間を平成28年9月29日から平成29年10月31日までとした内容で契約を締結したこと。次に、今後、この契約に基づき、平成28年度中に厨房設備の選定及び配置計画、測量並びに基本設計を行い、平成29年10月末までに実施設計及び厨房設備等の仕様書作成を行う予定であること。さらに、今後関係部局と協議し、議会に対して説明を行いながら事業を進めてまいりたいと考えている旨の報告をいたしました。また、その際には、議員からの質問は特になかった事を申し添えます。</p>
大鷹社会教育部次長	<p>報告事項(5)「東旭川学校給食共同調理所設計及び厨房設備選定業務に係る市議会への報告について」、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項(5)「東旭川学校給食共同調理所設計及び厨房設備選定業務に係る市議会への報告について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項(6)「旭川市成人を祝うつどい開催に関するアンケート結果について」、報告願います。</p>
	<p>報告事項(6)「旭川市成人を祝うつどい開催に関するアンケート結果について」、報告します。 19ページを御覧ください。本市の成人式につきましては、旭川市成人</p>

を祝うつどいとして、これまで実行委員会を組織し成人の日に開催してきておりますが、連休の中日の開催が大半を占める道内他都市の状況や開催内容等の課題について検討するため、今年の7月から9月にかけて、旭川市内の高等学校14校、高等専門学校1校の協力を得まして、現高校3年生3,247名を対象にアンケート調査を実施いたしました。回答率は、「3回収結果」にありますように、全対象者の91.8%に当たる2,982名から回答があったところです。

まず、「5調査結果」の間2でございますが、全体の半数近くが「いつでもよい」と答えており、さらに「成人の日がよい」という回答が、約47%ございました。開催内容については、22ページの間4「成人式ではどんなイベントを行ってほしいですか」では、有名人の講話・講演がかなり大きな結果を占めております。また、ステージ以外でのイベントという部分では、プロカメラマンによる写真撮影という結果が出ておりました。

今後につきましては、今回のアンケート結果を踏まえ、成人を祝うつどい実行委員会において、再来年以降の部分について、検討をしてみたいと考えております。

委員長 報告事項(6)「旭川市成人を祝うつどい開催に関するアンケート結果について」、御意見、御質問等がありますか。

これは、これから行う成人式に参加される方に対するアンケートですが、成人式に参加した方に対するアンケート結果というものはあるのでしょうか。

大鷹社会教育部次長 過去に一部の方に対し、アンケートを行っており、開催日については、中日の方がいいのではないかという回答がありました。

委員長 他に御意見、御質問等がありますか。

各委員長 ありません。

委員長 それでは、報告事項(6)「旭川市成人を祝うつどい開催に関するアンケート結果について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(7)「第1回井上靖記念文化賞の募集について」、報告願います。

文化振興課長 報告事項(7)「第1回井上靖記念文化賞の募集について」、報告します。既に配付しております募集要領につきましては、まだ確定していないことを御了承いただきたいと思います。

本年7月の教育委員会会議で報告させていただきましたが、平成27年7月に、一般財団法人井上靖記念文化財団の運営に関して、財団役員から、高齢化により、事業持続が難しくなってきたため、具体事業実施に当たっては、旭川市に連携をお願いしたいとの申出がありました。

その後、財団や教育委員会内での協議を重ね、本年6月に連携に関する協定書を締結し、NPO法人旭川文学資料友の会、北海道新聞旭川支社、旭川市教育委員会を構成メンバーとした事業実施組織としての実行委員会を立ち上げました。実行委員会では、主な事業である第1回井上靖記念文化賞を中心にこれまで協議を進めてきたところであります。

この賞は、募集要領にもございますが、地域や社会への貢献を行いながら、これからの更なる飛躍が期待される個人または団体に賞を贈り、更なる文化の発展に寄与することを目的として創設した賞となります。賞の選考に当たりましては、井上靖記念制度要綱に基づき、選考委員会を設置し、選考します。選考委員に関しましては、報道関係者、学識経験者、井上靖記念文化財団関係者の中から委嘱し、選考を行っていくのですが、現在、井上靖記念文化財団から推薦をいただく1名が調製中であり、まだ決まっておられません。募集については、北海道新聞社旭川支社主導で、各地方新聞社から推薦をしていただくことになっております。

受付期間は11月1日からということで協議を進めてきたのですが、北

	<p>海道新聞旭川支社の方で、選考委員が全員決まってから募集をかけたいということで、その意向がかなり強いこともあり、受付期間が変更になる予定です。受付期間は短くなりますが、既に北海道新聞社旭川市支社では、各地方紙にこの制度の在り方や対象等について、事前に説明を行っていただいていると聞いておりますので、募集期間が短くなっても影響はないということです。</p> <p>今後は、選考委員が決まり次第、要領を確定し、募集を開始することとなりますので、要領が固まりましたら、教育委員の皆さんにも配付させていただきたいと思っております。</p>
委 員 長	報告事項（７）「第１回井上靖記念文化賞の募集について」、御意見、御質問等がありますか。
教 育 長	要領はいつごろ確定する見通しですか。
文化振興課長	早急にという話を何度もしており、できるだけ早く確定させたいと考えております。
杉 山 委 員	旭川市文化賞とも違い、全国を対象とするようなもので、なおかつ、地域への貢献ということと、井上先生とはぴったりと来ないというか、曖昧なテーマで募集しているような気がします。選ぶ方も大変なのではないかと思っております。
文化振興課長	元々、井上文化賞というのは、レベルの高い賞だったのですが、もう少し地域にという御意見をいただきまして、今回、このような形で進めさせていただいております。
教 育 長	要領に書かれているような活動をしている人たちを対象にし、また、各地方紙にも御協力いただいて、そこからピックアップしていくという方法に変えました。やはりこういった要領に基づくものを、しっかりと地方紙の皆さんにも理解していただき、御協力をいただいて、選考委員会で選考するという意味があると思っております。そういったことで、ジャンルも広くなりますし、大変かもしれませんが、是非、頑張っていきたいと思っております。
近 藤 委 員	今までは、全国に募集をかけていたということですが、今回の地域にというのは、どこまでを想定しているのですか。
文化振興課長	全国の地方紙ですので、全国規模になります。
近 藤 委 員	分かりました。ありがとうございます。
委 員 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
委 員 長	それでは、報告事項（７）「第１回井上靖記念文化賞の募集について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
委 員 長	他に、何かありますか。
各 委 員	ありません。
事務局職員	ありません。
委 員 長	ここからは、秘密会といたしますので、傍聴の方は御退席願います。
	（傍聴者退席）
	《 秘 密 会 》
	【以下、非公開】